

## 川崎市の図書館の振興に関わる請願

2020（令和2）年1月10日

「川崎の文化と図書館を発展させる会」

代表 佐々木 勝男

〒■■■■ 川崎市川崎区■■■■

（連絡先）■■■■

川崎市は、「読書のまち・かわさき」を掲げて、順次子どもの読書活動推進計画を策定され、また、図書館については現在も目指すべき「7つの運営理念」を掲げ、日頃より図書館振興に尽力されていることに感謝申し上げます。しかし、川崎市の図書館の振興については、まだ道半ばです。私たちは川崎市の文化と、文化の拠点である図書館の更なる発展を願うものです。この度、宮前区の「鷲沼駅周辺再整備に伴う公共機能に関する基本方針」への取組と同時に、社会状況の変化にあわせ「(仮称)今後の図書館のあり方」を策定しようとしています。それに関して、以下のことを請願します。

### 【請願項目】

- 1.現在の宮前区の図書館・市民館を活かし、区内2つ目の図書館・市民館を建設すること
- 2.現在進められている「(仮称)今後の図書館のあり方」は、庁内検討会だけでなく、市民・専門家の委員等による「将来の図書館のあり方構想委員会」(例)を設置し、行政と市民で検討し、基本計画を策定すること
- 3.無料の原則、記録等の資料の収集・提供・保存、図書館奉仕の向上、学校教育、博物館などとの連携支援を定めた図書館法の主旨を尊重し、図書館の管理形態は直営を原則とすること

### 【請願の理由】

- 1) 人口23万人の宮前区は、2035年まで人口増が見込まれますが、現在、図書館が1館しかありません。図書館は、子どもからお年寄りまで日々生活の中で身近に使う施設です。子どもたちや、高齢者が負担なく行けるよう、他区と同様2館目を設置する必要があります。他政令市と比較して設置率が低い状態です。
- 2) 「(仮称)今後の図書館のあり方」は、将来にわたって川崎市の図書館政策の基本となるものです。図書館は、市民とともに育ててこそ発展します。庁内だけで検討するのではなく、市民自治の観点からも広く全市民に知らせ、市民と行政が対等な立場で検討するべきです。例えば、専門家や市民、図書館を利用する様々な人が参加する構想委員会を立ち上げ、十分時間をかけて成案を得てください。
- 3) 2003年の地方自治法改正により、指定管理者導入等民間活力が図書館でも導入され、現在、図書館での導入率は15%位です。しかし、導入館の調査によると、当初の目的である「サービス向上と経費の節減」は達成できていない所が多く、結果、図書館の機能低下や臨時職の司書の劣悪な労働条件により、次世代に図書館の専門的なノウハウを手渡せなくなると危惧されています。川崎市も例外ではありません。

2019年6月刊行の「公共図書館—『新しい公共』の実現をめざす—」(超党派の活字文化議員連盟・公共図書館プロジェクト答申参照)では、図書館運営は直営が望ましいと明言されています。

なお、上記の請願について、意見陳述を希望します。

